

DVやストーカー被害等で住所を知られたくないとき

11 支援措置

制 度 内 容	配偶者からのDVやストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方（申出者）の相手方が住民票や戸籍の附票等の交付制度を不当に利用して、申出者の住所を探索することを防止し、もって申出者の保護を目的としています。
対 象 者	(1) 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがある方 (2) ストーカー規制法第6条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされるおそれがある方 (3) 児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがある方 (4) その他(1)から(3)までに掲げる方に準ずる方であり、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の相談機関に対し、DV等の被害の相談を行っている方
必 要 な も の	ご本人であることが確認できるもの 例：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等 あれば 保護命令決定書(写し) ストーカー規制法に基づく警告等実施書面 等
お問い合わせ先	市民課 登録係（本庁舎1階） ☎573-1020

12 支援措置者の現住所漏洩防止

制 度 内 容	支援措置者の住民税が給与から特別徴収される場合に、DV加害者等に現住所が漏洩することがないように、納税通知書等の住所欄を空欄にします。
対 象 者	住民税が給与から特別徴収される支援措置者
必 要 な も の	特になし
お問い合わせ先	市民税課 市民税第一係（本庁舎2階） ☎525-3791

13 税証明書の交付等の制限

制 度 内 容	支援措置者の税証明等交付の際に、DV加害者等に個人情報漏洩することがないように、税証明等の発行を差し止めます。 (市民課への支援措置申出による)
対 象 者	税証明等の発行対象となる支援措置者
必要なもの	特になし
お問い合わせ先	市民税課 税制係（本庁舎2階） ☎525-3713